

第 3 次土岐市行財政改革

1、概況

土岐市では、昭和 60 年度から 3 回にわたり行政改革大綱を定め、行政全般にわたる改革を推進してきました。特に、平成 8 年度以降は 8 年度～10 年度、11 年度～15 年度と 2 回、8 年間連続で実施し、今回が平成に入り 3 回目になることや、財政改革が中心になることから、今回の改革を第 3 次土岐市行財政改革と呼ぶことにします。

平成 11 年度に策定した「土岐市新行政改革大綱」では、事務事業の見直し、時代に即応した組織機構の見直し、定員管理及び給与の適正化の推進、行政の情報化など行政サービスの向上、公正の確保と透明性の向上、財政の健全化など 9 つの主要推進項目を設定し改革の推進に取り組んできました。

新行政改革大綱では、職員定員の削減、施工方法の改善による公共工事のコスト縮減、情報通信網や必要な機器の整備、パソコン教室の開催など情報化の推進、情報公開の推進、施設の統廃合などに一定の成果を上げることができましたが、反面、組織機構の見直し、補助金の見直し、税の前納報奨金の廃止（あるいは率の引下げ）、経常経費の抑制などについては、十分な結果を残すことができませんでした。

平成 14 年度から 15 年度にかけては、行政の効率化や地方分権への対応などを求めて合併問題がクローズアップされ、東濃西部地域でも、平成 14 年 7 月に法定合併協議会を設置し、協議を続けてきましたが、16 年 1 月に実施した住民意向調査では 3 市いずれも合併反対が賛成を上回り、東濃西部地域の合併は白紙化されました。

こうした状況の中、市税の減少や地方交付税の削減、少子高齢化の進行などにより、市では以前にも増して厳しい財政運営を強いられています。また、住民参加と協働による市政の推進や男女共同参画、情報基盤の有効活用などが大きな課題になってきており、財政改革を中心にした新たな行財政改革の実施が急務となってきました。

2、基本の方針

第3次土岐市行財政改革では、次の事項を基本の方針として推進します。

- (1) 実施期間を平成16年度から18年度(19年度当初実施を含む)の3年間とし、短期に集中的に実施する。
- (2) 取り組み項目を絞り込み、即効性のある改革を実施する。
- (3) 達成度を数値化するなどできる限りわかりやすくする。
- (4) 計画の見直しは必要に応じて実施する。
- (5) 計画策定に当たっては土岐市行政改革懇談会に諮り決定し、広報等で公表する。策定後も実施状況を同懇談会に報告し、広報等で公表する。

3、主要推進項目と実施計画

次の4つの主要推進項目の下に具体的な実施計画を作成し推進します。

- (1) 財政の健全化の推進
 - 職員人件費関係
 - 補助金、使用料・手数料関係等
 - その他
- (2) 職員定員・組織機構の見直し
- (3) 事務事業の見直し
- (4) 住民参加と協働の推進

実施計画は別紙のとおりです。